

新市名候補選定小委員会開催状況

第3回

平成15年2月10日(金)

丹原町役場3階31会議室

審議事項①(継続)新市名の選定方
法について

審議事項②今後の進め方について

西条市、東予市、丹原町、小松
町及び新しい名称を含めた中で、
名称をつけることになりました。
全国一般公募により新市名を募り、
小委員会において、これらの中か
ら適当なものを検討・選定し(數
点)、合併協議会において最終的に
決定することとなりました。

委員 全国から新市名を募集する
等の使用となり、お年寄り等はイ
ンターネットをしている方が少な
いため、年齢的に制限されるので、
何らかの配慮が必要である。全国
公募は非常に良いことであるが、
できれば2市2町から出られるい
うの方を重点的に考え全国公募を行
うのが望ましい。

委員長 全国一般公募により新市名
を募り、小委員会において、これらの中から適当なものを
検討・選定し(数点)、合併協議会
において最終的に決定する。でき
れば地域出身者を重点的に全国公
募を行うといふことで、今後進めて
まいりたい。

第4回 平成15年2月27日(木)
東予市総合福祉センター
審議事項① 新市名候補選定スケ
ジュールについて

平成15年5月下旬から公募し、

選考することが提案され、承認さ
れました。

審議事項② 新市の名称募集要項
について

新市名称の公募の目的は次のとお
り提案されました。

1. 目的 合併に対する住民の関
心を高め、合併の取り組みに対す
る住民参加の推進を図り、広く名
称を公募することにより、幅広い
意見の集約をするとともに、この
地域の知名度の向上を図ることを
目的とする。

審議事項③ 新市の名称候補選定
基準について

次のとおり提案されました。

1. 選考基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな
及びカタカナにより表記された読
み書きが容易なもので次の①～⑤
に一つ以上該当する名前とする。

① 地域が地理的にイメージできる
名称

② 地域の歴史、文化、特徴を表す
名称

③ 地域住民の理想や願いにちなん
だ名称

④ 対外的にアピールできる名称

⑤ 地域の知名度が向上できる名称

2. 選考方法

新市名候補は、応募作品の中か
ら5作品程度を小委員会において
選定し、合併協議会に報告するも
のとする。

3. 留意事項

公募結果については、委員審議
の参考として取扱い、単に応募数
の多寡により新市名称案を選定す
るものではない。

の多寡により新市名称案を選定す
るものではない。

審議の結果、継続審議となりま
した。

第6回 平成15年2月14日(金)
丹原町文化会館小ホール

新市建設計画策定小委員会開催状況

第6回 平成15年2月14日(金)

丹原町文化会館小ホール

報告事項 住民意向調査実施結果(最終)

委員 意向調査の結果を見ると、
① 住民意向調査実施結果(最終)に
ついて

委員 若い方の関心度が低いよう
に思われる。その辺を事務局はどう
のように考へているのか。

事務局 意向調査の宛名を世帯主と
しているため、そのような
結果になつたと考えられるが、若
い方の意向も尊重していきたいと
考へている。

審議事項 ① 新市将来構想(案)について

委員 「この案がここに上がつてく
るまでには、専門部会にか
かっていると思うが、その専門部
会に現場を預かる部が入つていな
いようなどはないか。

事務局 このところ年々削減されて
いると思うが、その辺はどう
う考へているのか。

委員 普通交付税については、こ
とか。

事務局 今回のシミュレーションで
事務局 は、そのような設定をさせ
ていただいている。

委員 これところ年々削減されて
いると思うが、その辺はどう
う考へているのか。

事務局 交付税の削減分は臨時財政
事務局 対策債に振り替えられてお
り、これを交付税に戻して計算し
てある。

委員 余剰財源で示されている金
額の内訳で主なものは交付
税か。

事務局 今回のシミュレーションで
事務局 は、交付税の削減は見込
んでいない。2市2町の経常経費を
見込んだものである。

新市将来構想(案)について原案の
とおり了承を得ました。

第7回 平成15年2月20日(金)
東予市総合福祉センター

新市将来構想(案)について

① 新市将来構想(案)について
計画班長が、新市将来構想(案)の
修正点について説明を行い、原案
のとおり了承を得た。

新市将来構想(案)全体についても
特に意義なく、原案のとおり次回
合併協議会へ報告することで了承
を得た。

新市の事務所の位置検討小委員会開催状況

第3回 平成15年2月27日(木)

東予市総合福祉センター

審議事項①(継続)庁舎の建設の是非
委員 現在の庁舎では一つの庁舎
で本庁機能のすべてを収容

できる所は物理的にないと思われ
る。従つて、3分の1の負担で済
む合併特例債を活用し、新庁舎を
建設すべきである。ただし、場所
や規模、建設時期等については、ま
だ先の問題である。

現在の経済状況で、新庁舎
建設で新たな負債を作るよ
りは大事なことがたくさんある。
新市移行後、状況を見て慎重に進
めるべきである。

現在の経済状況で、新庁舎
建設で新たな負債を作るよ
りは大事なことがたくさんある。
新市移行後、状況を見て慎重に進
めるべきである。